

平成19年4月1日から 児童手当制度が拡充されました

○拡充の内容

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

<0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当>

	(現行)		(改正)
第1子、第2子	月額5千円	→	月額1万円(倍増)
第3子以降	月額1万円	→	月額1万円(現行どおり)

<3歳以上(現行どおり)>

第1子、第2子	月額5千円
第3子以上	月額1万円



施行日:平成19年4月1日

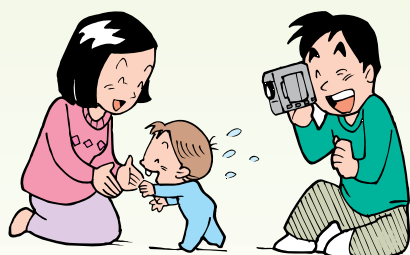
(拡充後の最初の支給月:平成19年6月)

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

※ 今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

※ 現在、所得制限により、非該当となっている方は、前年分の所得によっては受給できる場合がありますので、5月中に認定請求書を提出してください。



<問合せ>

仙北市福祉事務所

長寿子育て課 総務企画係 TEL(43)2280

※公務員の方は各職場にお問い合わせください。